

全建事発第045号
令和5年7月6日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公印省略〕

技術検定受検資格に関する実務経験の証明について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定に基づく技術検定（以下「技術検定」という。）の実施に関し、施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年5月12日）の一部が令和6年4月1日に施行されることから、令和6年度以降の技術検定における試験事務の取り扱いについて、別紙1のとおり各指定試験機関に対し通知した旨、国土交通省より連絡がありました。

また、技術検定の受検資格要件のうち、実務経験の証明につきましては、令和5年度の技術検定までは、申請時に当該申請者が所属する企業の代表者等により証明をお願いしておりましたが、技術検定不正防止対策検討会の提言（令和2年11月）において、「実務経験の証明の信頼性向上のため、現在の所属がすべての実務経験の証明を行う方法から、企業ごとに証明を求める方法に改めることが望ましい」との提言を頂いたことを踏まえ、令和6年度以降の技術検定の受検申請にかかる実務経験の証明につきましては、原則として、工事毎に、当該工事請負者の代表者等により証明をお願いすることとなり、別紙1のとおり各指定試験機関に対し通知した旨、国土交通省より連絡がありました。

なお、制度改正前の受検資格により受検される場合については、従前のとおり（申請時に所属する企業の代表者等による証明）とし、制度改正後の受検資格により受検される場合であっても、令和6年3月31日を含む工事の経験までは、従前の方法（申請時に所属する企業の代表者等による証明）による証明も可能となります。

今回の国土交通省からの通知文の概要については別紙2のとおりとなりますが、本会に対し、別紙3のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙1 施工技術検定規則等の一部改正に伴う試験事務の取り扱いについて（各指定試験機関宛通知文）
- ・別紙2 令和6年度以降の技術検定の基本的な方針について
- ・別紙3 国土交通省周知依頼文

以上

(担当) 事業部 山中

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp